

議案第二十一号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を  
次のように改正する。

第三十一条第二項中「九千八百円」を「七千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（提案理由）

幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当を引き下げる必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(義務教育等教員特別手当) 第三十一条 略</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、七千九百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p>	<p>(義務教育等教員特別手当) 第三十一条 略</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、九千八百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 略</p>